

憲法しんぶん 速報版

発行 憲法改悪阻止各界連絡会議（憲法会議）

Eメール mail@kenpoukaigi.gr.jp

ホームページ http://www.kenpoukaigi.gr.jp

TEL03-3261-9007

FAX03-3261-5453

2026年7月13日(月)

NO. 1696号

本号3頁

めちゃくちゃ政治に、2万1千人が抗議 国会前アクション

国会の会期末を控えた10日夜、国会議事堂前でデモ「国会前アクションめちゃくちゃな政治に抗議しましょう」が開催されました。これに呼応して、全国各地でデモがあり、「デモカレンダー」によると、44都道府県136か所で行われ、合わせて3万6千人が参加しました。市民団体「WEWANT OUR FUTURE」が呼びかけました。

この日、衆院本会議で皇室典範改正案が与野党の賛成で可決。専門家らも「表現の自由を侵害する」と反対の声が上がっている国旗損壊罪処罰法も30日に衆院を通過。政権与党の数の力をよる強行に批判がたかっているもとで開催された行動に、若者ら2万7千人が参加し、「高市政権はめちゃくちゃするな」「憲法守れ」とペンライトをかざし、声をあげました。



参加した都内の大学生は政治に関心がありませんでしたが、政権運営がおかしいと3月から参加。「消費税減税など国民の求めることに力をいれるんじゃなくて定数削減、皇室典範改正などしている政治に声をあげたい」と述べました。

「憲法9条改悪に反対する請願署名」への協力を呼びかける!

憲法共同センターは9日夕、新宿駅東南口で「9の日」宣伝に取り組みました。「憲法9条改悪に反対する請願署名」への協力を呼びかけ、次々と足をとめて協力し、「高市政権はひどい」と怒りを語りながら、署名していました。

リレートークでは日本原水協の安井正和事務局長は「高市所掌は、今国会で真っ先に防衛費9兆円8000億円もの予算をつけ「戦争する国づくり」に進もうとしている」と指摘。「私たちは主権者だと声をあげよう」と訴えました。自由法曹団の大井淳平弁護士は「トランプ米大統領の要求を丸のみし、軍事費を巨額に上げることは許されない。命と暮らしが何よりも大切にされる未来をともにつくっていかう」と呼びかけました。全日本民医連の内田寛事務局次長は「戦後、先人達がどんな思いで憲法9条をつくったのか、政府は考えるべきだ」と強調。新日本婦人の会の福本心さんは「署名には政治を変える力がある。9条署名に協力してほしい」と呼びかけました。

9日衆院憲法審査会 参院選「合区」巡り討議も与党内に隔たり

衆院憲法審査会が9日、開かれた。参院選で隣接県を一つの選挙区とする「合区」の解消や、人口減少を踏まえた地方自治体の在り方を巡り、与野党が討議しました。自民と日本維新の会の間で考えに隔たりもあり、与野党間でも総花的な議論にとどまっているのが現状です。

自民の新藤義孝氏は憲法に都道府県を位置付ける意義について「民意の適切な反映のエリアの根拠を明確にするものだ」と主張。現行憲法には「都道府県」の文言は記されておらず、参院選の選挙区を都道府県単位と定めることで「一票の格差」による違憲論の解消を図る考えです。国民民主、参政両党も地方の民意の反映を重視する立場から「合区」解消に賛意を示しました。

一方、維新の西田薫氏は「都道府県単位を前提に（都市と地方の）人口偏在が進めば、『一票の格差』是正のためのその場しのぎに陥り続ける」と反論。道州制の導入を念頭に都道府県を廃止して、参院選の選挙区も全国 11 のブロック単位に変更すべきだと主張しました。

中道改革連合の国重徹氏は「地方の多様性と全国的な平等性のバランスをどう考えるか。（改憲の）結論ありきではなく、真摯な議論が重要だ。参院選挙制度の在り方の議論を優先すべきだ」と牽制しました。チームみらいや共産党は、改憲による解消に慎重論を唱えました。

この日の審査会は、衆院議員定数削減と「副首都」構想に関する 2 法案に野党が反発して国会が一時空転したため、2 週間ぶりの開催となりました。これに先立ち開かれた憲法審幹事会では、16 日の次回審査会はテレビ中継を行うことで与野党が一致しました。しかし、審査会の中継が実現するか見通しはありません。

畑野氏 比例代表を中心とした制度に改革すべきと主張

共産党の畑野君枝議員は「いま必要なのは、国民主権に基づき民意を公正に反映する選挙制度へと抜本的に改革するための議論」と主張。比例代表を中心とした制度に改革すべきと訴えました。

畑野氏は、合区の導入は自民党が党利党略で反対意見を一顧だにせず強行したものだ」と指摘。「自らの責任を棚に上げ、合区の解消を理由に改憲を主張するなど断じて認められない」と批判しました。畑野氏は、1994 年の衆院小選挙区比例代表並立制の導入以降、第 1 党が 4 割台の得票率で 6～8 割の議席を獲得し、議席に結びつかない「死票」は各選挙区で約半数に上るなど一貫して民意をゆがめていると指摘。「虚構の多数」のもと自民党政権が安保法制を強行成立させ、敵基地攻撃可能な兵器を導入するなど「平和主義や立憲主義を破壊する政治を強行してきたことは極めて重大だ」と批判し、小選挙区制は廃止すべきだと主張しました。

さらに、与党が狙っている衆院の比例定数削減に言及。国民の声を国会で正確に反映するには一定の議員数が必要だとして、「定数削減は、地方の議席を減らし、少数者の声を切り捨てることにつながる。議会制民主主義の土台を崩し、議会を形骸化させ、翼賛体制をつくるものだ」と厳しく批判しました。

皇室典範改正案に「反対」の声、沸き上がる!!

皇室典範改正案は 10 日の衆院本会議で採決され、自民党と日本維新の会、国民民主党、参政党などの賛成多数で可決、参院に送付されました。態度を保留していた中道改革連合も賛成に回り、共産党とれいわ新選組は反対しました。

改正案は、〈1〉皇族以外と結婚した女性皇族が結婚後も身分を保持する〈2〉戦後に皇室を離れた旧 11 宮家の男系男子を養子として皇室に迎える——ことを可能にするものです。与野党協議を経て、衆参両院の正副議長が取りまとめた「立法院の総意」に基づき政府が法制化しましたが、与野党協議で事前に取りまとめられた「立法院の総意」も逸脱しており、『立法院の総意』の枠を超えている内容が盛り込まれています。

採決では、安定的な皇位継承確保策を「引き続き、検討する」と明記した付帯決議も採択された。中道改革は、皇位継承資格付与の是非について検討すると明記するよう求めていましたが、衆院法制局から同趣旨の答弁を引き出したとして法案に賛成しました。同党内には不満が残り、本会議の採決では 4 人が退席しました。

参院では新設された特別委で 14 日以降に審議入りする運びだ。参院野党第 1 党の立憲民主党は、反対する方針を決めています。与党は参院で過半数（124 議席）に 4 議席足りないが、国民民主（25 議席）などの賛成により、過半数に達する。皇族数の確保策を盛り込んだ皇室典範改正案は、与党が過半数を割る参院でも、国民民主・参政が加わり、今国会で成立する公算が大きくなりました。衆院議院運営委員会理事会は 10 日の衆院本会議で改正案を採決されました。

○皇室典範改正案については、憲法学者・政治学者等と様々な団体から反対の声が上がっています。各新聞社も「社説」等で反対を表明しています。

朝日新聞（社説）「皇室典範改正の暴走 このままの成立は許されない 2026年7月10日」を、ニュースの最後に添付します。

「皇室典範問題」を憲法の視点で考える〈その2〉

憲法会議常任幹事 増村耕太郎

②世紀の大ウソ—日本の伝統は「男系・男性天皇」

＊そもそも「伝統」というが、「天皇は男系・男性だけ」という制度の始まりは1889年（明治22年）に制定された皇室典範である。その「伝統」を受け継いだ天皇は、「大正」「昭和」「平成」「令和」の四人だけである。

＊高校の歴史教科書を見ればわかるように、日本の歴史には、『日本書紀』いらい名前が出るだけでも、10代（重祚が2人いるので人間では8人）の女性天皇が存在する。女性天皇を否定する歴史は成り立たない。

＊そこで彼らは、「女性はいたが女系はいない」と言う。これもウソである。元明天皇は、天智天皇（乙巳の変＝大化の改新の主人公）の娘であるが、その後女性天皇として即位した（707年即位）。彼女が生んだ娘が、元正天皇（即位715年）である。これが「女系」でなくてなんであろう。さらにいえば、天智天皇、天武天皇を生んだのは、後でも紹介する皇極天皇である（重祚して後に斉明天皇）。二人の父は舒明天皇だが、父も母も天皇だから、二人は「男・女＝両系」の天皇ということになる。「男系だけが伝統」などという話は成り立たっていない。

そこで「皇国史観派」が持ち出すのは、「女性天皇はいたがあくまで『つなぎ』にすぎない」という話である。女性天皇に失礼極まりないと思う。私は、歴代天皇の「業績」を持ち上げる立場にはないが、教科書に載っている話から若干のことだけのべておく。

《推古天皇》（在位593年～）『日本書紀』に登場する最古の女性天皇である。聖徳太子の叔母にあたる。歴史教科書でも、冠位十二階の制定、十七条憲法の制定、遣隋使の派遣などの業績が記されている。

《皇極・斉明天皇》（在位それぞれ642年～、655年～）「乙巳の変＝大化の改新」の時点では皇極。その後退位したが、斉明として重祚。現在、奈良県の飛鳥・藤原の史跡を世界遺産にという動きが進んでいるが、飛鳥の造営は斉明に負うところが大きい（無駄な公共事業の典型という批判もある）。

《持統天皇》（在位690年～）天武天皇の妻。天武亡き後、藤原宮の造営、わが国初の戸籍作り、「日本」の国号、「天皇」の称号に貢献したと言われる。（それ以前は「天皇」とは言わなかった）。

これだけでも、「失礼極まりない」という指摘は、ご理解いただけると思う。

③今回の案が抱える大きな問題点

(1)女性皇族の身分保持が抱える矛盾

今回の案に出た女性皇族（たとえば現天皇の娘の愛子さん）が結婚しても皇族の身分を保持することに関しては、与野党・国民の間に反対の声は少ないと思う。しかし、愛子さんを天皇にすることを「皇国史観派」は断固として認めない。また、結婚相手（夫）、そこで生まれた子供を皇族にするかどうかについて、正副議長案は言葉を濁し、政府の法案は皇族にしない（一般国民のまま）ということにした。「皇国史観派」の意向を言えば、夫も子供も皇族にすれば、「女系天皇」に道が開かれるから反対だということらしい。

では、愛子さんは皇族に残るが、夫も子供も一般国民という制度を作ればどうなるのか。大変な矛盾が生まれる。

次号に続く

朝日新聞(社説)皇室典範改正の暴走 このままの成立は許されない 2026年7月10日

「立法府の総意」でも「国民の総意」でもない皇室典範改正に向け、高市早苗政権が遮二無二突き進んでいる。わきおこる異論や批判を顧みない姿は、極めて異常である。

皇室典範改正案について、与野党は10日の衆院議院運営委員会で審議することで合意した。ところが与党はわずか3時間の審議で採決して本会議に緊急上程し、即日衆院通過させることを急いでいる。国のかたちに関わる重大テーマであるにもかかわらず、力づくで押し切る構えだ。必要と主張してきた「静謐（せいひつ）な環境」を自ら壊す暴挙である。

このまま成立させれば、歴史に汚点を、将来に禍根を残す。政府は法案を撤回し、一から議論をやり直すべきだ。

皇室典範改正の議論は、通常の法案とは性格が異なる。憲法1条は天皇の地位を「国民の総意に基づく」と定める。だからこそ歴代政権は、皇位継承や皇室制度をめぐる問題で慎重な対応を重ねてきた。特に、この改正案は重大な欠陥を抱えている。結論ありきで進めてはならない。

■にじむ男尊女卑

当初、「皇族数の確保」策を議論することが目的だったはずだ。「安定的な皇位継承」という大きな目標は、その先に位置付けられる。

そうした観点からは、改正案で女性皇族が結婚後も皇室に残れるようにすることには一定の意味はある。一方、結婚した際の配偶者や子を皇族にするかどうかは、今後の議論に委ねるはずだった。ところが、結婚した女性皇族に住民基本台帳法を適用するなど、女性皇族の配偶者や子を皇族としないことを前提とした仕組みが、突如として政府案に盛り込まれた。

さらに問題なのが、戦後間もなく皇籍を離れた旧11宮家の男性子孫を養子として迎えることができ、その養子の男性子孫は皇位継承資格を持つと明示したことだ。

女性・女系天皇への道をできる限りふさいでおこうという思惑が前面に出た形だ。

天皇制に埋め込まれた男性第一主義を見直す好機だったのが、これではかえって男尊女卑を歪（いびつ）に反映する制度になってしまう。養子推進派の論理は、女性は決して皇位継承にはかかわらせないが、補佐的な役割としてはとどまってほしいという身勝手なものに映る。6月25日の与野党の全体会議でもこういった批判が相次いだのは当然だ。

■二つの総意から逸脱

改正案が「国民の総意」を得たとは到底言えない。世論調査では女性天皇や女系天皇を容認する意見が多数を占める一方、旧宮家からの養子縁組については賛否が割れる。朝日、読売、毎日、日経の全国4紙と多くの地方紙が、そろって社説で反対を表明している。歴史学や法学など各学界からも批判が相次ぐ。

改正案は、与野党協議で事前に取りまとめられた「立法府の総意」も逸脱している。一部野党だけでなく自民党内からも、「国会の総意にも基づかない内容であれば、憲法に反することになりはしないだろうか」（船田元・衆院議員）などの声上がる。国会内の十分な合意はまったく形成されていない。

天皇陛下も6月11日の記者会見で「国民の皆さんの理解が得られるものとなることを望んでおります」と述べた。求められているのは、幅広い理解と納得を得られるよう議論を尽くすことであろう。

野党の対応は割れる。国民民主党や参政党などは賛成、立憲民主党や共産党などは反対の方向だ。そして、態度を決めかねているのが中道改革連合だ。

■野党の対応も焦点

中道がまとめた付帯決議案には「女性天皇の是非や女性宮家創設の検討」などが新たに加えられたが、仮に認められても法的拘束力はない。そんな付帯決議と引き換えに、十分な審議なしに賛成するのが妥当といえるのか。中道には良識ある判断を求めたい。

逆に衆院と参院でそれぞれ野党第1党の中道と立憲が反対すれば、改正案が可決されても「立法府の総意」は崩れ去る。野党の対応も焦点だ。

国民や立法府の総意から乖離（かいり）した改正案を政権が押し通せば、むしろ天皇制への国民の信頼を失いかねない。

歴代天皇や皇族は戦後、被災地や福祉施設などを訪ねてひざをついて対話し、戦争をめぐる慰霊の旅を繰り返してきた。象徴天皇制は、国民とともに築き上げてきた信頼関係の上に成り立っている。

象徴天皇制と、法の下の平等や個人の尊重など「人類普遍の原理」という、異質なものが憲法には同居しており、完全に整合させることは難しい。ただ、憲法的価値をはじめ国民が象徴として求めるものをさまざまに体现する努力が重ねられてきた。そこに歪な制度が無理やり導入されれば、不整合をかえって広げてしまわないか。

与党は成立ありきの姿勢を改めるべきだ。野党も安易な妥協に流されてはならない。必要なのは採決を急ぐことではなく、国民的な理解と納得を得る丁寧な議論である。このままの成立は許されない。